

目 次

I	調査結果表の解説	1
II	調査結果表	
①	高速自動車国道	
①-1	西日本高速道路(株)管理区間	11
①-2	国土交通省管理区間	13
②	一般国道	
②-1	本州四国連絡高速道路(株)管理区間	15
②-2	国土交通省管理区間	17
②-3	岡山県管理区間	25
②-4	岡山市管理区間	43
③	主要地方道	
③-1	岡山県管理区間	45
③-2	岡山市管理区間	73
④	一般県道	
④-1	岡山県管理区間	81
④-2	岡山市管理区間	113
④-3	新見市管理区間	121
⑤	政令指定都市の市道	
⑤-1	岡山市管理区間	123
⑥	自転車道(県道)	
⑥-1	岡山県管理区間	127

附 図

交通量図【県南部】 (縮尺：1 / 125,000)

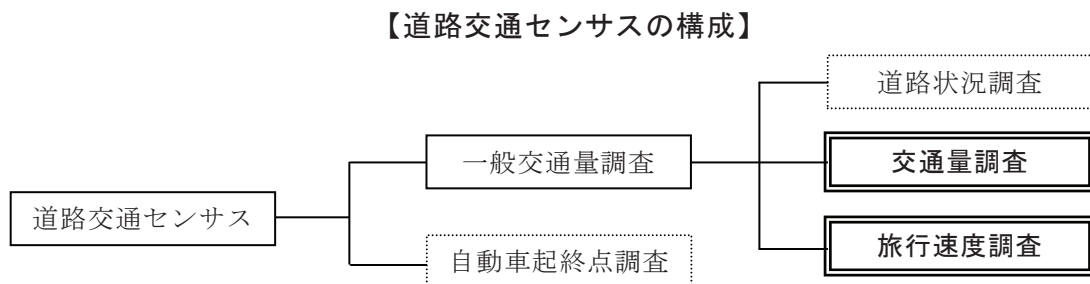
交通量図【県中部・県北部】 (縮尺：1 / 150,000)

I 調査結果表の解説

1 本表について

道路交通情勢調査（道路交通センサス）は、全国の道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、維持修繕その他の管理などについての基礎資料を得ることを目的として、昭和3年度から概ね3～5年間隔で実施されてきたものであり、前回は国勢調査に合わせて平成17年度に実施されている。

本表は、平成22年度の道路交通センサスにおいて実施された一般交通量調査のうち、岡山県内における交通量調査及び旅行速度調査の結果を道路種別及び道路管理者の別にとりまとめたものである。



2 用語の定義

(1) 道路管理者

道路整備特別措置法第23条第1項に規定する会社管理高速道路にあっては同法2条第6項に規定する会社等、その他の道路にあっては道路法第18条に規定する道路管理者をいう。

(2) 一般交通量調査

道路状況調査、交通量調査、旅行速度調査を総称したものをいう。

(3) 道路状況調査

道路の延長や幅員構成、交通安全施設や中央分離帯の設置状況、沿道の状況などを把握する調査をいう。

(4) 交通量調査

道路のある地点を通過する自動車、自転車、歩行者などの交通量を1時間ごとに観測する調査をいう。

道路交通センサスでは、午前7時から午後7時までの12時間交通量の観測を基本とするが、必要に応じて、午前7時から翌日午前7時（または午前0時から翌日午前0時）までの24時間交通量を観測する地点もある。

(5) 旅行速度調査

道路のある区間（幹線道路の交差点間など）を通行する自動車の平均的な速度を計測する調査をいう。

混雑時及び広域交通のサービス実態の把握を主な調査目的とする。

(6) 自動車起終点調査 (OD調査)

一般交通量調査の地点別交通量では把握できない自動車交通の出発地(Origin)、目的地 (Destination)、移動目的、1日の移動状況などを把握する調査をいう。

(7) 調査対象路線

一般交通量調査の対象とする全ての路線をいう。

(8) 交通量調査単位区間

調査を効率的に行うため、交通量がほぼ同様と考えられる単位に調査対象路線を分割した一連の区間をいう。

(9) 旅行速度調査単位区間

調査を効率的に行うため、旅行速度がほぼ一定と考えられる単位に調査対象路線を分割した一連の区間をいう。

(10) 昼夜率

(昼間) 12時間交通量と24時間交通量との比率をいう。

24時間交通量を観測した区間の昼夜率は、他の12時間交通量を観測した区間の昼夜率を設定する場合に、その基礎データとして用いられる。

(11) 昼間12時間大型車混入率

自動車類の(昼間)12時間交通量に占める大型車の交通量の割合(%)をいう。

(12) 伸び率

自動車類交通量の前回の調査結果に対する変化率をいう。

3 調査対象路線等

調査対象路線は、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、政令指定都市の市道(ただし、4車線以上の路線、もしくは高速自動車国道等に接続する路線、または調査対象路線間を連絡する2車線の都市計画道路に限る。)である。

本表では、岡山県内の各調査対象路線における交通量調査及び旅行速度調査の結果をそれぞれの調査単位区間ごとに掲載している。

4 調査の概要

(1) 交通量調査

今回実施した交通量調査は、各交通量調査単位区間に代表地点を設定し、この地点を通過する秋季(平成22年9月~11月のうち1日)の平日の12時間交通量、または24時間交通量を方向別(上り・下りの別)、2車種別(小型車・大型車の別)に区分して観測したものである。

なお、次のいずれかに該当する交通量調査単位区間については、原則として非観測としている。

- 前回の調査において自動車類交通量を観測した区間のうち、24時間交通量が500台未満のもの
- 路線延長が極めて短い停車場線等の区間
- 大型車（最大積載量4t以上の貨物自動車）交通不能区間
- その他調査を効率的に行うため、非観測とした区間

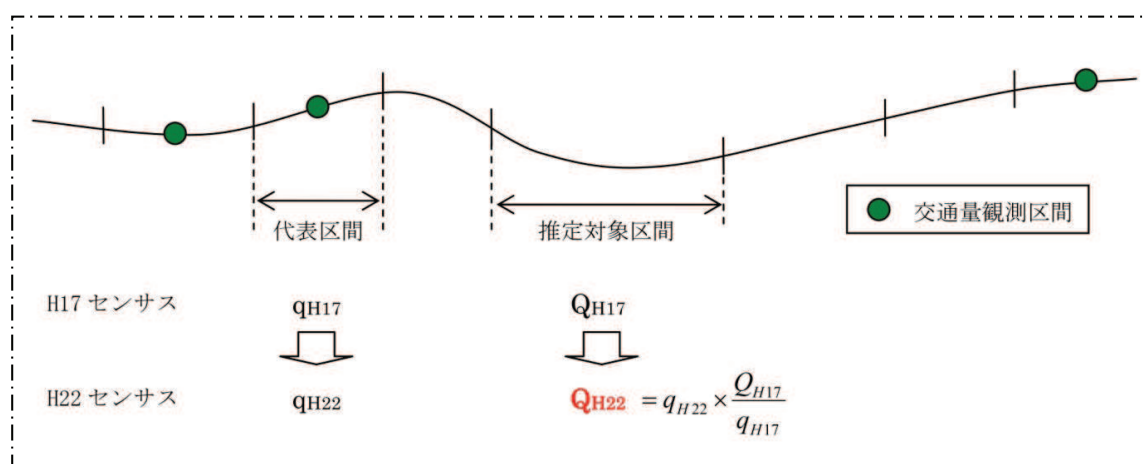
(2) 交通量の推定

非観測の交通量調査単位区間のうち、前回の調査で交通量を観測又は推定したものについては、次のいずれかの方法を用いて交通量を推定している。

なお、この推定において、一般国道の指定区間（国の直轄）については路線推定を基本とし、一般国道の指定区間外（非直轄）、主要地方道、一般県道、政令指定都市の市道については地域推定を基本としている。

1) 路線推定

路線推定とは、前回及び今回の両調査で交通量を観測した区間の中から、推定対象区間と交通動向の関連性が最も高いと考えられる1つの区間を代表区間として選び、推定対象区間と代表区間との前回調査分の交通量の比を算定し、その比を代表区間の12時間交通量に乗じて推定対象区間の12時間交通量を推定したものである。



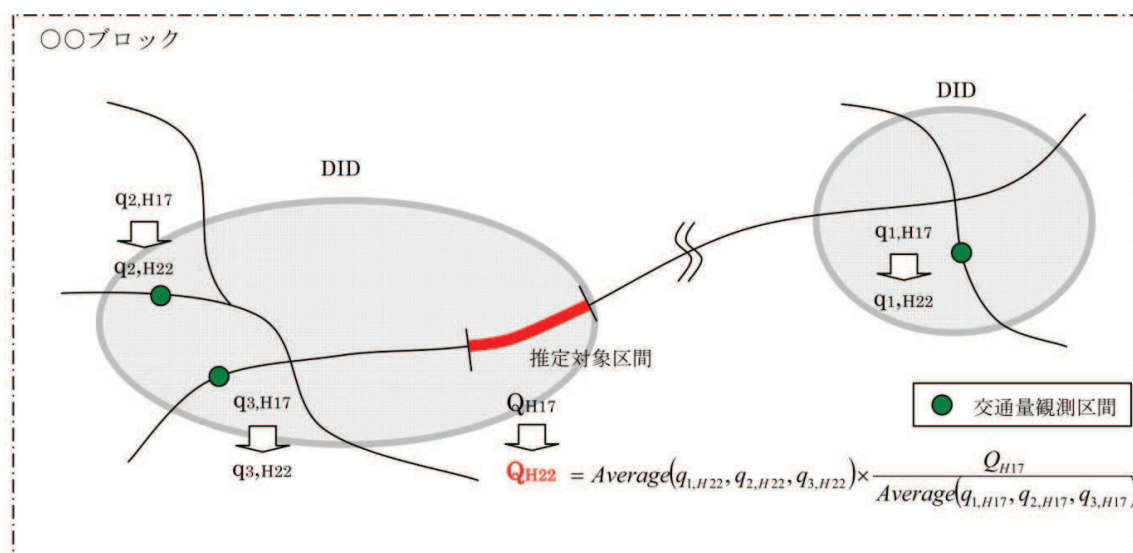
2) 地域推定

地域推定とは、推定対象区間と同一グループ内において前回及び今回の両調査で交通量を観測した全ての区間（グループ内両調査観測区間）の前回調査分の12時間平均交通量と推定対象区間の前回調査分の12時間交通量との比を算定し、その比をグループ内両調査観測区間の12時間平均交通量に乗じて推定対象区間の12時間交通量を推定したものである。

地域推定のグループは、全国15ブロック別、国の直轄・非直轄別、沿道状況別（D I D・その他市街地・平地部・山地部の別）の全120に分類したものであり、岡山県内の調査対象路線は、広島県及び山口県内の調査対象路線と

同一ブロックの山陽ブロックに属する。

ブロック	対応する都道府県
北海道	北海道
北東北	青森県、岩手県、秋田県
南東北	宮城県、山形県、福島県
関東内陸	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
関東臨海	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北陸	新潟県、富山県、石川県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿内陸	福井県、滋賀県、京都府、奈良県
近畿臨海	大阪府、兵庫県、和歌山県
山陰	鳥取県、島根県
山陽	岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
南九州	熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県



(3) 昼夜率の設定

24時間交通量を観測しなかった交通量調査単位区間については、それぞれの区間に設定した昼夜率に基づいて24時間交通量を算定しており、この昼夜率の設定においては、前回及び今回の両調査で観測した24時間交通量を基礎データとして用いている。

前回の調査で24時間交通量を観測した区間については、前回調査分の昼夜率を今回調査分の昼夜率として代用しているが、このうち、今回の調査で前回調査分の交通量調査単位区間を分割したような場合においては、主たる区間への設定のみに限定している。

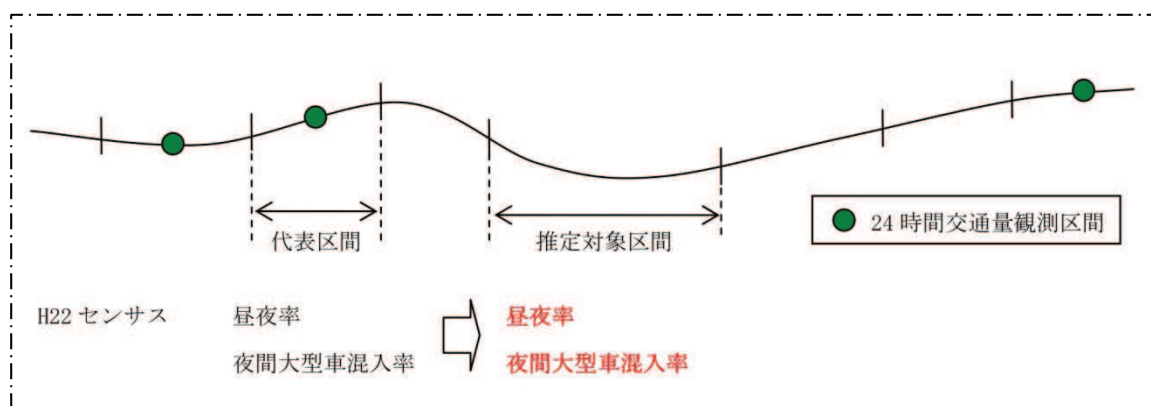
上記以外の区間については、次のいずれかの方法を用いて昼夜率を設定しており、この設定において、一般国道の指定区間については路線設定を基本とし、一

般国道の指定区間外、主要地方道、一般県道、政令指定都市の市道については地域設定を基本としている。

なお、前回及び今回の両調査で交通量を観測していない交通量調査単位区間については、交通量の推定ができないため、昼夜率を設定していない。

1) 路線設定

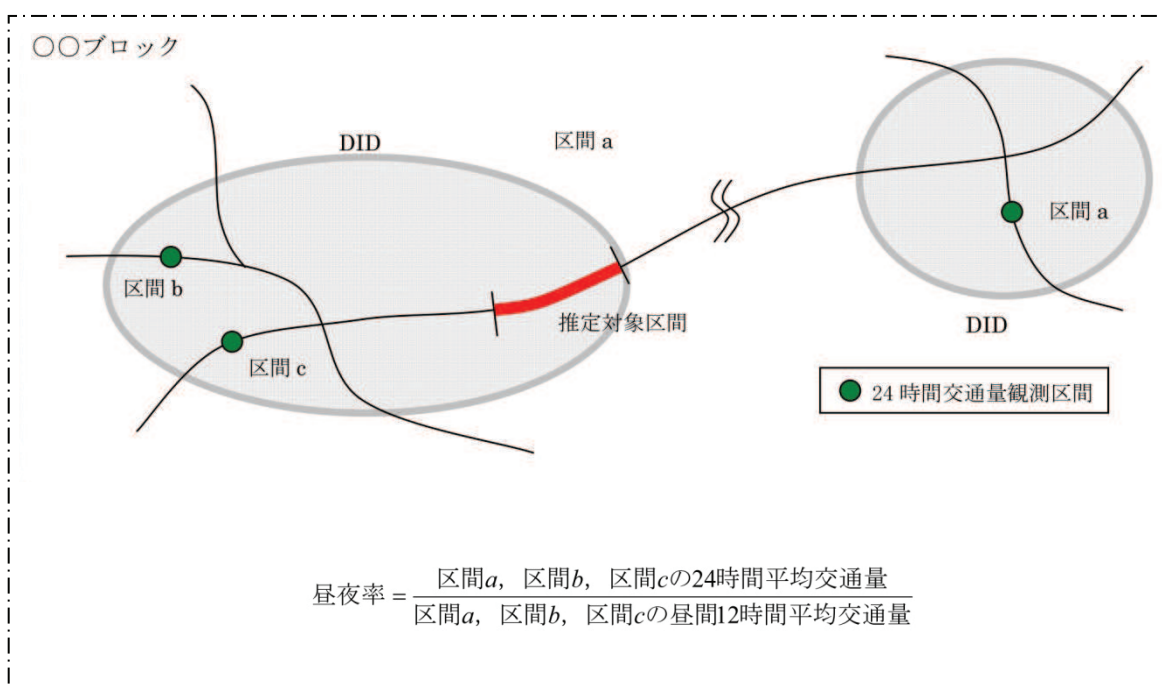
路線設定とは、24時間交通量を観測した区間の中から、推定対象区間と交通動向の関連性が最も高いと考えられる1つの区間を代表区間として選び、代表区間の交通量から求められる昼夜率を推定対象区間の昼夜率として設定したものである。



2) 地域設定

地域設定とは、推定対象区間と同一グループ内において24時間交通量を観測した全ての区間の24時間平均交通量を12時間平均交通量で除した値を推定対象区間の昼夜率として設定したものである。

地域設定のグループは、交通量の地域推定と同じ定義である。



(4) 旅行速度調査

今回実施した旅行速度調査は、従来のプローブカー等による旅行速度の計測に加え、民間事業者等が収集した一般車のプローブデータを取得・活用し、各旅行速度調査単位区間における秋季（平成22年9月～11月）の平日の旅行速度を方向別（上り・下りの別）、時間帯別（混雑時・昼間非混雑時の別）に区分して調査したものである。

混雑時は、朝夕のラッシュ時間帯である午前7時～午前9時及び午後5時～午後7時とし、昼間非混雑時は、生産活動のコアタイムとなる午前9時～午後5時としている。

また、プローブカー等で旅行速度を調査したものについては、混雑時を午前7時～午前9時または午後5時～午後7時の間で最も混雑する時間帯で計測し、非混雑時を午前9時～午後5時の間の任意の時間帯で計測している。

ただし、朝夕に混雑が見られない旅行速度調査単位区間については、調査の簡略化を図り、混雑時及び昼間非混雑時の共通の調査として、午前7時～午後7時の間の任意の時間帯で計測している。

さらに、上下線で旅行速度が大きく異ならないと考えられる旅行速度調査単位区間については、調査の簡略化を図り、上下線共通の調査として、どちらか1方向のみの計測としている。

なお、次のいずれかに該当する旅行速度調査単位区間については、原則として非計測としている。

- 路線延長が極めて短い停車場線等の区間
- 大型車（最大積載量4 t以上の貨物自動車）交通不能区間
- その他調査を効率的に行うため、非計測とした区間

非計測かつ一般車のプローブデータが取得できない旅行速度調査単位区間のうち、前回の調査で旅行速度を計測したものについては、その値を今回調査分の旅行速度として代用している。

5 交通量調査の車種等の分類

今回の交通量調査では、観測する車種等の分類を次のとおりとしている。

なお、調査方法が人手観測の場合においては、原則として自動車類の分類をナンバープレートの形状、塗色、分類番号で分類しているが、夜間の観測で照明が不十分なためにナンバープレートの識別が困難なものや、外交官用車両（外交団用、領事団用、代表部用）、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものについては、それぞれの車両の形状、寸法に応じて車種を分類し、交通量の観測を行っている。

(1) 自動車類

1) 小型車

a 軽乗用車

分類番号が50～59で黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）のナンバープレートの自動車。

分類番号が3、33、8、88で白地に緑文字又は緑地に白文字の小型ナンバープレート（昭和48年10月1日以前の届出）の自動車。

b 乗用車

分類番号が3、30～39、300～399（普通乗用自動車）、または5、7、50～59、70～79、500～599、700～799（小型乗用自動車）のナンバープレートの自動車。

c 軽貨物車

分類番号が40～49で黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）のナンバープレートの自動車。

分類番号が3、33、6、66で白地に緑文字又は緑地に白文字の小型ナンバープレート（昭和48年10月1日以前の届出）の自動車。

d 小型貨物車

分類番号が4、6、40～49、400～499、600～699のナンバープレートの自動車。

2) 大型車

a バス

分類番号が2、20～29、200～299のナンバープレートの自動車。

b 普通貨物車

分類番号が1、10～19、100～199のナンバープレートの自動車。

c 特種（殊）車

分類番号が8、80～89、9、90～99、900～999、0、00～09、000～099で黄地に黒文字又は黒地に黄文字のナンバープレートの自動車。

ただし、荷物車、故障車等をけん引しているものについては、けん引車両のみを観測しており、非けん引車両は交通量調査の対象としていない。

(2) 歩行者類

◆ 対象とするもの

歩いている人、走っている人、身体障害者用車いすに乗っている人、乳母車を押す人、小児用の三輪車・自転車等に乗っている人、自転車類・動力付き二輪車を押して歩いている人、親に手を引かれている子供、ローラースケート等

によって通行している人、買物車（ショッピングカート）を引いている人。

◇ 対象としないもの

軽車両（リヤカー、牛馬車等）を引いている人、背負われている子供、乳母車の中にいる子供、路上で遊んでいる人、デモ隊、葬列、通園・通学途中でない教師等に引率された学生・生徒・園児の隊列。

(3) 自転車類

自転車（リヤカー等を引く自転車を含む）。

なお、自転車とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものであり、二輪のものに限らない。

[参考] 自動車類交通量の観測区分の変遷

	調 査 実 施 年 度			
	昭和40年度 ～平成9年度	平成11年度 平成17年度	平成22年度	
自動車類交通量の観測区分	軽乗用車	乗用車	小型車	
	乗用車			
	軽貨物車	小型貨物車		
	小型貨物車			
	貨客車			
	バス	バス		大型車
	普通貨物車	普通貨物車		
	特種（殊）車			
8車種	4車種	2車種		

6 本表の見方

昼夜率

= 自動車類(合計) 24時間交通量 / 自動車類(合計) 12時間交通量

道路種別	② 一般国道
道路管理者区分	②-2 国土交通省

路線番号	路線名	調査区 間 単 位 番 号	区 間 延 長 (km)	観測地点地名	観測 区 分	交通量調査							
						自動車類						昼 夜 率	大 型 車 混 入 率 (%)
						12時間交通量 ※			24時間交通量 ※				
						小 型 車 (台)	大 型 車 (台)	合 計 (台)	小 型 車 (台)	大 型 車 (台)	合 計 (台)		
2	一般国道2号	Q10010	3.0	備前市三石 地内	12h	2,655	6,009	8,664	3,926	10,543	14,469	1.67	69.4
2	一般国道2号	Q10020	6.7	備前市八木山230 附近	24h	6,317	6,850	13,167	8,256	13,781	22,037	1.67	52.0
2	一般国道2号	Q10030	5.4	備前市東片上1953 附近	12h	6,230	4,770	11,000	7,844	10,526	18,370	1.67	43.4
2	一般国道2号	Q10040	7.8	瀬戸内市長船町長船42-3 附近	12h	11,233	5,297	16,530	16,084	7,719	23,803	1.44	32.0
2	一般国道2号	Q10011	2.4	岡山市東区吉井143 附近	12h	14,121	5,758	19,879	19,955	8,671	28,626	1.44	29.0
2	一般国道2号(岡山BP)	Q10021	4.5	岡山市東区竹原1791 附近	12h	8,416	5,323	13,739	12,448	7,336	19,784	1.44	38.7
2	一般国道2号(岡山BP)	Q10031	4.7	岡山市東区富崎19 附近	12h	17,583	6,798	24,381	24,739	10,370	35,109	1.44	27.9
2	一般国道2号(岡山BP)	Q10041	5.5	岡山市東区光津572 附近	24h	43,041	11,886	54,927	59,308	20,007	79,315	1.44	21.6

交通量調査単位区間番号

- 高速自動車国道 …… 「Q00010」～
 - 一般国道 …… 「Q10010」～
 - 主要地方道 …… 「Q40010」～
 - 一般県道 …… 「Q60010」～
 - 政令指定都市の市道 …… 「Q80010」～
 - 自転車道(県道) …… 「Q90010」～
- ただし、岡山市内の調査単位区間番号については、一の位を「1」と表示

観測区分

- 12時間交通量観測 …… 「12h」
- 24時間交通量観測 …… 「24h」
- 交通量非観測 …… 空欄

旅行速度調査単位区間番号

- 高速自動車国道 …… 「V00010」～
 - 一般国道 …… 「V10010」～
 - 主要地方道 …… 「V40010」～
 - 一般県道 …… 「V60010」～
 - 政令指定都市の市道 …… 「V80010」～
 - 自転車道(県道) …… 「V90010」～
- ただし、岡山市内の調査単位区間番号については、一の位を「1」と表示

昼間12時間大型車混入率

= 自動車類(大型車) 12時間交通量 / 自動車類(合計) 12時間交通量

伸び率

= 平成22年度調査の自動車類(合計)交通量 / 平成17年度調査の自動車類(合計)交通量

※ **ゴシック体**は実測値、明朝体は実測値以外の値(推定値等)であることを表わす。

旅行速度調査														
平成17年度交通量		伸び率(H22/H17)		歩行者 12時間 交通量 (人)	自 転 車 類 12 時 間 交 通 量 (台)	調 査 区 間 番 号	区 間 延 長 (km)	調査単位区間の起終点 に接続する路線名等		平均旅行速度 ※				平 均 17 年 度 旅 行 速 度 混 雑 時 (km/h)
12 時 間 (台)	24 時 間 (台)	12 時 間	24 時 間					起点側	終点側	混雑時	昼間非混雑時	上り	下り	
								上り	下り	上り	下り			
9,260	18,520	0.94	0.78			V10010	3.0	兵庫県境	岡山赤穂線	55.7	55.7	50.3	53.6	49.6
10,335	19,541	1.27	1.13			V10020	3.0	岡山赤穂線	八木山日生線	56.2	56.2	53.4	53.4	37.4
						V10030	3.7	八木山日生線	穂浪吉永停車場線	55.8	55.8	52.4	56.1	37.4
14,100	25,380	0.78	0.72	7	18	V10040	5.4	穂浪吉永停車場線	一般国道250号	47.8	47.8	51.1	45.0	38.3
16,967	27,996	0.97	0.85	12	27	V10050	4.0	一般国道250号	牛文香登本線	33.0	39.7	37.4	46.3	30.5
						V10060	2.1	牛文香登本線	佐伯長船線	31.0	24.8	33.4	33.7	30.5
21,483	33,299	0.93	0.86	2	64	V10070	2.5	佐伯長船線	一日市瀬戸線	38.6	26.3	40.9	38.3	24.8
						V10011	1.6	一日市瀬戸線	一般国道250号	27.6	46.2	42.1	51.0	24.8
11,966	18,547	1.15	1.07			V10021	2.2	一般国道250号	飯井宿線	62.1	61.7	64.1	65.5	53.1
						V10031	2.3	飯井宿線	西大寺山陽線	63.3	54.1	65.4	64.2	51.8
24,082	36,123	1.01	0.97			V10041	2.8	西大寺山陽線	岡山牛窓線	49.4	54.6	55.3	61.1	56.5
						V10051	1.9	岡山牛窓線	寒河本庄岡山線	45.9	62.2	63.3	66.8	56.5
51,795	75,179	1.06	1.06	6	56	V10061	2.6	寒河本庄岡山線	東区・中区 境	59.5	42.6	70.1	70.2	38.7
						V10071	2.9	東区・中区 境	岡山玉野線	55.5	37.1	64.5	66.5	38.7

調査単位区間番号の設定イメージ

<一般国道2号のケース>

